令和6年度地方財政措置(消防庁関係)

令和5年12月22日総務省消防庁

- 1. 消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備
- 2. 消防の広域化、連携・協力の推進
- 3. 緊急消防援助隊を受け入れる消防庁舎における女性専用施設の整備
- 4. 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備
- 5. 地方公共団体の災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備
- 6. 消防団員の年額報酬に係る経費
- 7. 緊急消防援助隊の派遣に伴う経費(出動準備経費)

1. 消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備

- 消防指令システムの標準化は、消防本部間での情報共有や応援活動を円滑化するために必要な取組
- 標準化を通じた消防力強化の実効性を高めるには、消防の広域化や他の消防本部との連携・協力による指令の共同運用と併せて取り組むことが重要
- 消防の広域化、連携・協力に取り組む消防本部が行う消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備について「緊急防災・減災事業債」の対象とする
- ※令和5年度末までに、消防指令システムの標準仕様書を策定予定

【緊急防災・減災事業債】

○ 消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備

広域化、連携·協力	非標準化	標準化
実施	0	
未実施	×	

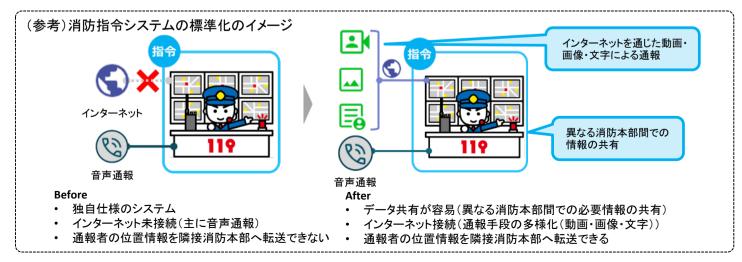


非標準化	標準化
×	0%1
×	Δ※2



※1:過去に広域化又は連携・協力を行った消防本部を含む

※2:新たに広域化又は連携・協力の意向が確認できた消防本部を対象



2. 消防の広域化、連携・協力の推進

- 連携・協力に基づく共同訓練を実施するための訓練施設の整備について「緊急防災・減災事業債」の対象とする
- 消防の広域化等の更なる推進に向けて特別交付税措置を拡充
- ※令和5年度末までに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正予定

1. 連携・協力に基づく訓練施設の整備

【緊急防災・減災事業債】

〇 連携・協力による施設等の整備

消防指令センター

はしご車、消防艇 等



消防指令センター

はしご車、消防艇 等

訓練施設 (新規)







「街区火災対策訓練施設」



2. 消防の広域化等の更なる推進

【特別交付税】

- 〇 地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」が行う広域化の準備(協議会の開催等)に必要な経費 (措置率:0.7)
 - ※都道府県が定める広域化推進計画において、「中心消防本部」を指定
- 連携・協力実施計画の策定経費や共同部隊の設置に必要な装備費等(措置率:0.5)

3. 緊急消防援助隊を受け入れる消防庁舎における女性専用施設の整備

- 緊急消防援助隊が活動するための環境整備の重要性が増す中、部隊運用に携わる女性消防吏員が増加しており、受援側・派遣側双方にとって、女性専用の宿営環境の整備が必要
- 〇 消防本部等が作成する緊急消防援助隊受援計画に位置付けられる消防庁舎における女性専用施設の整備 について「緊急防災・減災事業債」の対象とする
- ※ 消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費については、特別交付税措置を講じている

【緊急防災·減災事業債】

〇 消防庁舎における応援職員の受入れ施設の整備

応援職員の執務室



応援職員の執務室

女性専用施設(新規)※

※緊急消防援助隊受援計画に位置付けた消防庁舎における施設を対象









(参考)女性消防吏員の現状

	H27.4.1現在
女性消防吏員数	3,850人
女性消防吏員が 部隊運用に携わる 消防本部数	386本部 (51.5%)



R4.4.1現在
5,585人
550本部
(76.1%)

4. 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備

- 災害発生時に孤立地域などへ物資輸送等を行うために地方公共団体の防災部局が管理・運用するドローンの整備について「緊急防災・減災事業債」の対象とする
- あわせて、ドローンを運用する地方公共団体の職員の育成を図る
- ※ドローンを運用する地方公共団体の職員の育成について、消防庁「災害対応ドローン運用推進事業」の活用が可能

【緊急防災·減災事業債】

○ 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備







※地方公共団体が作成する整備内容等に係る計画を確認予定

5. 地方公共団体の災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備

- 災害発生時、トイレが確保できなくなった場合、機動性や衛生面に優れたトイレカーを被災地の状況に応じ多様な場面で活用することは、ボランティアも含む地方公共団体の災害応急対策に従事する者が継続的に活動する上で有効
- このため、すでに対象となっている避難者の生活環境改善に加え、災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備についても、「緊急防災・減災事業債」の対象とする

【緊急防災・減災事業債】

○ 災害応急対策の継続性を確保するための設備・車両資機材(トイレカー)の整備

現状 【避難者の生活環境の改善】
(想定される活用場面: 避難所 等)

【地方公共団体の災害応急対策の継続性の確保】

 想定される活用場面:
 ・災害対策本部設置庁舎などの災害対策拠点
 ・災害応急対策の活動現場 等



機動性や衛生面に優れたトイレカーを整備し、地方公共団体の災害応急対策の継続性を確保

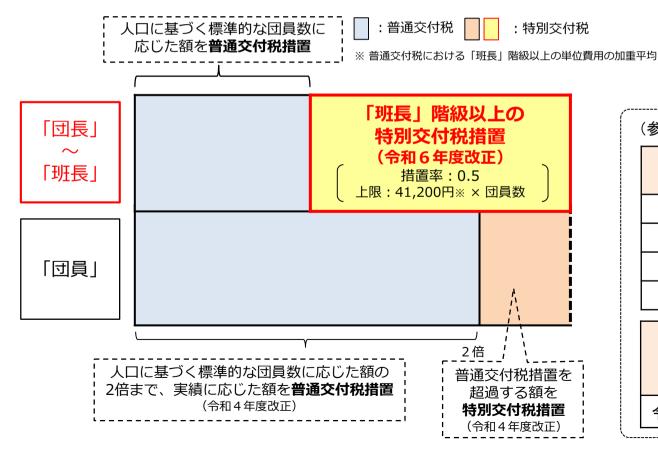


6. 消防団員の年額報酬に係る経費

- 消防団員の年額報酬については、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」(令和3年4月13日付消防地第171号消防庁長官通知)において、「団員」階級について標準額を36,500円と定めた上で、令和4年度から地方財政措置の見直しを行ったことにより、処遇改善に一定の進捗が見られたところ
- 令和6年度から、「班長」階級以上において普通交付税措置額を上回る経費に対し、特別交付税措置を講じる ※消防団員の処遇改善に対応できていない市町村においては、速やかに条例改正等の必要な対応を行っていただきたい

【特別交付税】

〇 「班長」階級以上において普通交付税措置額を上回る経費(措置率:0.5)



(参考)消防団員の処遇改善に係る対応状況

	年額報酬を36,500円以上 としている団体の割合
令和2年度	28.3%
令和3年度	62.2%
令和4年度	69.1%
令和5年度	86.0%

	出動報酬を 1日8,000円以上 としている団体の 割合	年額報酬を 直接支給としてい る団体の 割合
令和5年度	84.2%	87.6%

7. 緊急消防援助隊の派遣に伴う経費(出動準備経費)

○「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」の規定に基づき、出動準備はしたものの、実際には出動しなかった場合の出動準備に要した経費について、特別交付税措置を講じる

【特別交付税】

〇 消防庁の要請に基づき出動準備はしたものの、実際には出動しなかった場合の出動準備に要した経費(措置率:0.8)

対象経費	指示	求め	出動なし
活動経費 (緊援隊として出動する隊員の手当、旅費、燃料費等)	国費	特別交付税措置等	
関連経費 (緊援隊として出動する隊員に代わり勤務する職員の 時間外手当、予備車の物件費等)	特別交付税措置	特別交付税措置	
出動準備経費 (出動準備に伴う職員の超過勤務手当等)	国費	特別交付税措置	特別交付税(新規)